

公益財団法人福井市ふれあい公社
女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職場における女性職員の活躍の推進及び、職員の仕事と子育てとの両立により、すべての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 4月 1日～令和9年 3月31日

2. 内容

目標：20日以上付与した職員の年次有給休暇の平均取得率を56%とする

実施時期及び取り組み内容

計画的な取得ができるように、所属ごとに取得促進に努める。

令和4年 3月 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和4年 4月 所属長等連絡会議での年次有給休暇取得の啓発を行う。

令和4年 7月 時季指定対象者に周知する。(臨時的雇用職員等は10月に周知)

令和4年 8月 時季指定計画書を作成する。(臨時的雇用職員等は11月に作成)

令和4年 9月 時季指定による年次有給休暇の取得を始める。

(臨時的雇用職員等は12月に始める)

(参考)

女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法
①「労働者に占める女性比率」(R4年3月現在) 正規職員 69.2% 臨時的雇用職員 66.7% 短期契約職員 100%	①妊娠・出産を機に退職する職員数の把握(過去5年間) 妊娠・出産を機に退職する職員はいない
②「平均勤続勤務年数の男女差」(R4年3月現在) ※労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える職員が対象。 正規職員：女性24年、男性27年 臨時的雇用職員：女性13年、男性7年 短期契約職員：女性15年、男性該当者なし	②育休利用状況の把握(過去5年間) 育休を取得後、復職している。
③月毎の平均残業時間数(R3年4月～R4年2月) 平均残業時間数：1カ月2時間程度	③年休有給休暇取得状況の把握 年次有給休暇を20日以上付与した正規職員の令和3年平均取得率45%(1人平均9日取得)
④管理職数に占める女性比率(R4年3月現在) 管理職数に占める女性比率：50%	